

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例、みどりの基本計画等について

1. 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

練馬区では、高度経済成長期の只中である昭和52(1977)年に「みどりを保護し回復する条例」を制定し、都市化の波から樹木や樹林を守り、憩いの森制度や緑化協力員制度など先駆的な制度が生まれ、多くの成果を残してきた。

その後、約30年が経過し、みどりを取り巻く状況や環境に対する意識も変化している。そこで、雑木林や屋敷林、農地などの更なる保全と新たなみどりの創出を、区民や事業者とともに実現するため、「みどりを保護し回復する条例」を基に、平成19年12月、新たに「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を制定した。(p3~13に条例の抜粋を添付)

【条例の概要】

〔区の責務〕(第3条)

練馬区は、みどりを増やし、守るために、区民や事業者と連携し、協力体制もつくりながら、知識の普及や意識の啓発に努める。

〔みどりの協定〕(第12条)

区民や事業者と区長は、樹木の保全や植栽、建築物の緑化、生垣の造成など、みどりの保全や推進について、協定を結ぶことができる。

〔郷土景観保全計画〕(第13条)

区長は、雑木林、屋敷林、農地などが一体となった景観がある地域を指定し、郷土景観保全計画を定めることができる。

〔公共施設の緑化〕(第27条)

区が設置または管理する公共施設について、緑化を推進するための基準を定めた。

〔農地の保全〕(第28条)

区民や事業者との協力連携により、魅力的な都市農業の推進や農業の担い手支援、区民と農のふれあいを促進し、農地の保全に努める。

〔開発事業の手続および緑化基準〕(第31-39条)

開発区域面積が300㎡以上の開発事業を行おうとする事業者に対して、緑化計画の手続きを定め、事業の内容に応じた緑化基準を設け指導する。その際、建ぺい率80%の地域および防火地域については、屋上緑化の指導も行う。

2. みどりの基本計画・みどり30推進計画

「みどりの基本計画」は、みどりの保全と創出を進めるための、練馬区のみどりに係わる総合的な計画。

練馬区は、平成 10 年に都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を策定した。策定から 10 年を経た計画の見直しを行い、同法および「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づき改定を行って、平成 21 年 1 月に策定した。目標年次は平成 50 年（2038 年）。

「みどり 30 推進計画」は、みどりの基本計画を推進するため、平成 18 年 12 月に策定した。今の子どもたちが社会の中心となって活躍する概ね 30 年後に、かつての豊かなみどりを取り戻し、30%の緑被率を実現することを目指している。30%の緑被率を実現するために、およそ 60 の施策を定め、10 か年の基本的考え方と目標、5 か年の事業量を明らかにしている。練馬のみどりの 4 分の 3 を占める民有地のみどりを守るため、農地の減少率の半減や 300 m²以上の樹林面積の維持等を目指し様々な取り組みを行うとともに、学校やその他の公共施設、道路や河川の緑化、公園の設置等により、公共のみどりを増やしていくこととしている。

3. みどりにかかわる条例等

- ・環境基本条例（平成 18 年 6 月 29 日制定）（p 14～15）

「農を活かし、みどり豊かで水に恵まれた美しいまち」を、次の世代へ引き継ぐまちの姿の一つとして前文に掲げている。

- ・環境都市練馬区宣言（平成 18 年 8 月 1 日）（p 16）

「みどりや水と共生する美しいまち」等を築くことを誓っている。

○練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例(抜粋)

平成 19 年 12 月 17 日

条例第 79 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
 - 第 2 章 みどりの計画(第 7 条・第 8 条)
 - 第 3 章 緑化委員会(第 9 条—第 11 条)
 - 第 4 章 みどりを愛し守りはぐくむ施策(第 12 条—第 30 条)
 - 第 5 章 みどりを守りはぐくむ手続
 - 第 1 節 開発事業の手続(第 31 条—第 39 条)
 - 第 2 節 樹木等の伐採に関する手続(第 40 条・第 41 条)
 - 第 6 章 補則(第 42 条—第 44 条)
- 付則

かたくりの咲く雑木林、風格ある屋敷林、広々とした農地、親しめる水辺、これらの練馬らしいみどりは、人々の暮らしとともに受け継がれてきた祖先からの贈り物である。樹々は枝を伸ばし、落葉は土となり、その土が新しいみどりをはぐくんできた。

都市化の波が迫る中、練馬区は昭和 52 年、みどりを保護し回復する条例を制定し、樹木や樹林の保全に取り組んできたものの、私たちの誇りであったみどりの減少は止まることなく、特に農地が減少した。

今や樹木そのものを守るだけでは、みどりは守れない。

みどりは、樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となっている環境であり、風土や歴史と密接なつながりを持つものである。

私たちは、共にみどりを愛し、守り、はぐくむことにより、豊かなみどりと豊かな心を私たちの子孫に継承することができるのである。

私たち一人一人がみどりを介してつながり、みどり豊かな練馬とするために、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、練馬区(以下「区」という。)のみどりの保全および創出について、区、区民等および事業者の責務を明らかにするとともに、みどりの保全および創出のための施策等を定めること

により、豊かなみどりの実現および将来への継承に寄与し、もって区民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となっている環境をいう。
- (2) みどりの保全および創出 みどりを良好な状態に保つことおよび新たにみどりを増やしていくことをいう。
- (3) 区民等 区内に居住する者、区内に存する事務所または事業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 開発事業者 事業者のうち開発事業を行うものをいう。
- (6) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 開発事業 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)、建築基準法第2条第13号に規定する建築(以下「建築」という。)、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地(寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものまたは墓地の区域もしくは墳墓を設ける区域の変更によるものを除く。)を設置する行為、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第8号に規定する指定作業場のうち、同条例別表第2第6号のウエスト・スクラップ処理場もしくは第9号の材料置場を設置する行為、練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号)第2条第8号の2に規定するペット火葬施設等を設置する行為、駐車場を設置する行為またはゴルフ場、運動場その他これらに類する屋外運動競技施設もしくは遊園地その他これに類する屋外娯楽施設を建設する行為をいう。

(区の責務)

第3条 区は、みどりの保全および創出のため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 区は、みどりの保全および創出のため、区民等および事業者と連携し、協力体制の構築に努めなければならない。
- 3 区は、区民等および事業者に対し、みどりの保全および創出に関する知識の普及および意識の啓発に努めなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、みどりの保全および創出に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、みどりの保全および創出に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

(国等への要請)

第6条 区は、国および他の地方公共団体に対し、その所有し、または管理する施設におけるみどりの保全および創出に関し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 みどりの計画

(みどりの計画)

第7条 区長は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)を練馬区緑化委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて定めるものとする。

- 2 区長は、みどりの基本計画を推進するため、必要な計画を定めるものとする。
- 3 区長は、前項に規定する計画を定めるに当たっては、区民等および事業者の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 第1項の規定はみどりの基本計画の変更について、前項の規定は第2項の規定により定めた計画の変更について準用する。

(みどりの実態調査)

第8条 区長は、みどりの保全および創出のために必要な施策を策定するため、5年ごとにみどりに関する実態調査を行うものとする。

第3章 緑化委員会

(設置)

第9条 みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として委員会を設置する。

(所掌事項)

第10条 委員会は、区長の諮問に応じ、つぎの各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第7条第1項のみどりの基本計画の策定および変更に関すること。

- (2) 第 13 条第 1 項の郷土景観保全計画の策定および変更または廃止に関すること。
 - (3) 第 22 条第 1 項の規定による保護樹木等の指定の解除に関すること。
 - (4) 第 42 条第 1 項の規定による公表に関すること。
 - (5) その他みどりの保全および創出に関する重要な事項
- 2 委員会は、みどりの保全および創出に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。
- (組織等)
- 第 11 条 委員会は、23 人以内の委員で構成する。
- 2 委員は、区民およびみどりの保全および創出について学識経験を有する者から、区長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 第 1 項に定めるもののほか、専門的な事項を調査審議するため、特に必要があるときは、委員会に、別に区長が委嘱する委員若干名を置くことができる。
 - 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、練馬区規則(以下「規則」という。)で定める。

第 4 章 みどりを愛し守りはぐくむ施策

(みどりの協定)

- 第 12 条 区長は、一定の地域内の区民等または事業者が、その合意に基づき、当該地域内における樹木の保全もしくは植栽、建築物の緑化(樹木、芝、草花等を植栽し、生育させることをいう。以下同じ。)または生け垣の造成等みどりの保全および創出を推進することを決定したときは、当該地域の区民等および事業者の代表者と、みどりの保全および創出の推進について必要な事項を内容とする協定(以下「みどりの協定」という。)を締結することができる。
- 2 区長は、みどりの協定を締結したときは、その旨を公告しなければならない。

(郷土景観保全計画)

- 第 13 条 区長は、雑木林、屋敷林、農地等が一体となった景観を形成している地域で、特にその景観を保全する必要があると認める 3,000 平方メートル以上の土地の区域について、委員会の意見を聴いて、保全すべき土地の区域(以下「郷土景観保全地区」という。)を

指定し、景観を保全するための計画（以下「郷土景観保全計画」という。）を定めることができる。

2 区長は、前項の規定により郷土景観保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、説明会の開催等郷土景観保全地区内の土地および建築物その他の工作物の所有者ならびに土地の借地権を有する者（以下「土地所有者等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、郷土景観保全計画を定めたときは、その旨を公告しなければならない。

（保全義務）

第 14 条 郷土景観保全地区内の土地所有者等は、当該地区の景観を保全するため、自己の所有する土地もしくは建築物その他の工作物または自己が借地権を有する土地について、適切に管理しなければならない。

（協議）

第 15 条 郷土景観保全地区内においてつぎの各号に掲げるいずれかの行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより区長に協議しなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 樹木の伐採または高さ 5 メートルを超える樹木の移植
- (2) 建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築または色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

2 区長は、前項の協議があったときは、郷土景観保全計画に基づき、必要な指導および助言をすることができる。

（郷土景観保全計画の変更等）

第 16 条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、委員会の意見を聴いて、郷土景観保全計画を変更または廃止することができる。

- (1) 保全すべき景観が滅失したと認められるとき。
- (2) 公益上の必要が生じたとき。

2 第 13 条第 3 項の規定は、前項の規定による郷土景観保全計画の変更または廃止について準用する。

（買取りの措置等）

第 17 条 区長は、郷土景観保全地区内の土地の所有者から、当該土地を区が買い取るべき旨の請求があった場合は、速やかに当該所有

者と協議のうえ、買取りの措置をとるかどうかを決定しなければならない。

(工事停止等の要請)

第 18 条 区長は、第 15 条第 1 項の規定による協議をせずに同項各号に掲げる行為に係る工事に着手した者に対し、工事の停止、中止その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(保護樹木等)

第 19 条 区長は、規則で定める基準に該当する樹木または樹林で、特に保護する必要があると認めるものについて、その所有者の同意を得て、保護樹木または保護樹林(以下「保護樹木等」という。)として指定することができる。

2 区長は、前項の規定により指定した保護樹木等のうち、規則で定める基準に該当し、かつ、みどりの象徴として後世に継承することがふさわしいと認めるものについて、その所有者の同意を得て、ねりまの名木として指定することができる。

3 区長は、前 2 項の規定により指定をしたときは、速やかにその旨を所有者に通知しなければならない。

(保存義務)

第 20 条 前条第 1 項の規定により指定を受けた保護樹木等の所有者(次条から第 23 条までにおいて「所有者」という。)は、当該保護樹木等を適切に管理するとともに、伐採してはならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う場合については、この限りでない。

(届出)

第 21 条 所有者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 保護樹木等が滅失または枯死したとき。
- (2) 保護樹木等移植しようとするとき。
- (3) 保護樹木等を譲渡しようとするとき。
- (4) 住所を異動したとき。

(指定の解除)

第 22 条 区長は、保護樹木等について、つぎの各号のいずれかに該当するときは、委員会の意見を聴いてその指定を解除することができる。

- (1) 前条の規定(第 1 号に限る。)による届出があったとき。
- (2) 所有者から指定の解除の申請があったとき。

(3) 公益上の必要が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により指定の解除をしたときは、速やかにその旨を所有者に通知しなければならない。

(買取り等の請求等)

第 23 条 所有者は、前条第 1 項の規定(第 2 号に限る。)による指定の解除がなされないため、土地の利用に著しい支障をきたすこととなる場合は、当該土地の買取り等の措置を区長に請求することができる。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該所有者と協議のうえ、買取り等の措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 前項の規定により区長が買取り等の措置をとらない旨の決定をしたときは、前条第 1 項の規定により指定の解除があったものとみなす。

(憩いの森および街かどの森)

第 24 条 区長は、区民等の利用に供するため、都市緑地法第 55 条第 1 項に規定する市民緑地として樹林地の所有者と契約を締結し、面積が 1,000 平方メートル以上の樹林地を憩いの森、面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の樹林地を街かどの森として、樹林地の保全および必要な整備を行うことができる。

(台帳および標識の設置)

第 25 条 区長は、第 13 条第 1 項の規定により郷土景観保全計画を定めたときもしくは第 16 条第 1 項の規定により郷土景観保全計画を変更したとき、第 19 条第 1 項の規定により保護樹木等の指定をしたときまたは前条の規定により樹林地の整備を行ったときは、規則で定めるところにより、標識を設置するとともに、台帳を作成するものとする。

(費用の補助等)

第 26 条 区長は、みどりの保全および創出を図るため、つぎの各号に掲げる費用の一部について補助を行うものとする。

- (1) みどりの協定を締結した者に対するその活動に必要な費用
- (2) 郷土景観保全地区内の土地所有者等に対する当該地区内の景観の保全に必要な費用
- (3) 保護樹木等の所有者に対する当該保護樹木等の保全に必要な費用

2 区長は、みどりの保全および創出を図るため、つぎの各号に掲げる支援を行う。

- (1) 区民等が樹木の植栽および生け垣の造成等を行う際の技術的な助言
- (2) 区民等に対する苗木の供給およびあっせん
- (3) みどりの保全および創出を推進する区民等(区民が主たる構成員となっている団体を含む。)に対する情報の提供、技術的な助言その他当該区民等の活動に必要な支援
- (4) その他みどりの保全および創出のために必要な支援
(公共施設の緑化)

第 27 条 区長は、区が設置または管理する公共施設について、規則で定める基準により緑化に努めなければならない。

2 区長は、区が新たに設置する公共施設(区が設置または管理する公共施設のうち、規則で定めるところにより改築し、または増築するものを含む。)について、規則で定める基準により緑化しなければならない。

(農地の保全)

第 28 条 区長は、農地が有する防災、環境および景観の向上等の多面的な機能について広く啓発するとともに、区民等および事業者との協力と連携により、魅力的な都市農業の推進、農業の担い手の確保の支援および区民等と農のふれあいの促進を図り、農地の保全に努めるものとする。

(学習の機会の提供)

第 29 条 区長は、児童および生徒に対し、みどりの保全および創出に関する学習の機会を提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

(緑化協力員)

第 30 条 区長は、区民の協力のもとに、みどりの保全および創出の推進、知識の普及、意識の啓発等の活動を行うため、規則で定めるところにより緑化協力員を委嘱することができる。

第 5 章 みどりを守りはぐくむ手続

第 1 節 開発事業の手続

(事前協議等)

第 31 条 開発事業者は、つぎの各号に定める行為を行おうとするときは、それぞれ当該各号に定める計画の内容について、規則で定めるところにより区長に協議しなければならない。

- (1) 開発事業に係る土地の区域(以下「開発区域」という。)の面積が300平方メートル以上の開発事業 開発区域の地上部の緑化に関する計画
 - (2) 建築物の敷地の面積が300平方メートル以上の建築で、当該建築物が建ぺい率10分の8の地域または都市計画法第8条第1項第5号の防火地域内に存するとき 当該建築物の屋上部の緑化に関する計画
- 2 区長は、前項の規定による協議があったときは、開発事業者に対して、別表で定める緑化基準に基づき、規則で定めるところにより必要な助言または指導を行うことができる。
 - 3 区長は、第1項の規定による協議が終了したときは、開発事業者に対して、規則で定めるところにより通知するものとする。

(特例措置)

第32条 開発事業が、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号。以下「自然保護条例」という。)第14条第1項に規定する緑化計画書の届出を要する行為に該当するときは、当該緑化計画書の写しを区長に提出することにより、前条第1項の規定による協議が終了したものとみなす。

(着手の届出)

第33条 第31条第3項の規定による通知を受けた者は、同条第1項各号に規定する計画に基づく緑化に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(事前協議の変更)

第34条 開発事業者は、第31条第3項の規定による通知を受けてから開発事業が完了するまでの間に、当該通知に係る協議の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(緑化工事完了の届出)

第35条 開発事業者は、第31条第1項の規定により協議を行った行為について、当該協議に基づく緑化に係る工事が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。ただし、第32条の規定により協議が終了したものとみなす開発事業については、自然保護条例第14条第2項に規定する緑化完了書の写しの提出をもって届出があったものとみなす。

(維持管理の義務)

第 36 条 開発区域内で新たに土地または建築物の所有権を取得した者は、開発事業により植栽した草木の適切な維持管理に努めなければならない。

(審査等)

第 37 条 区長は、第 35 条の規定による届出があったときは、内容について審査し、開発区域内の緑化に係る工事の状況について確認しなければならない。

(改善勧告)

第 38 条 区長は、開発事業者が下記の各号のいずれかに該当するときは、当該開発事業者に対して工事の停止、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 正当な理由がなく、第 31 条第 1 項の規定による協議を行わずに、開発事業に係る工事に着手したとき。
- (2) 前条の規定により審査した届出の内容と異なる緑化に係る工事をしたとき。

(適用除外)

第 39 条 つぎの各号のいずれかに該当する行為については、第 31 条第 1 項の規定は適用しない。

- (1) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)による公園事業の施行として行う行為
 - (2) 都市緑地法第 14 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (4) 仮設の建築物および地下に設ける建築物の建築
 - (5) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 11 条第 2 項の規定により公共の安全の維持または災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして許可を受けて設けられる建築物の建築で、緑化の推進が著しく不相当と区長が認めるもの
 - (6) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)および河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に規定する区域内で行う行為
- 2 東京都風致地区条例(昭和 45 年東京都条例第 36 号)第 3 条第 1 項の許可を受けた行為のうち、同条例第 5 条第 1 項第 5 号ただし書を適用した建築および屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積行為については、第 31 条第 1 項の規定(第 1 号に限る。)は適用しない。

第 2 節 樹木等の伐採に関する手続

(伐採の届出等)

第40条 つぎの各号に掲げる樹木または樹林(以下「樹木等」という。)の所有者は、当該樹木等を伐採しようとするときは、伐採する日の30日前までに、規則で定めるところにより、区長に届け出るものとする。

(1) 樹木 地上高1.5メートルにおける幹の直径が30センチメートル以上のもの

(2) 樹林 面積が100平方メートル以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる行為については、届出を要しない。

(1) 樹木等の維持管理のために行う剪定

(2) 樹木等の維持管理のために行う間伐

(3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

3 区長は、第1項の規定による届出を行った樹木等の所有者に対して、必要な助言または指導を行うことができる。

(代替植栽)

第41条 前条第1項の規定による届出を行った者は、伐採後、代替の植栽に努めるものとする。

○練馬区環境基本条例（抜粋）

平成 18 年 6 月 29 日

条例第 58 号

私たちは、便利で快適な社会をつくることを目標に、たゆまぬ努力を重ねてきた。しかし、一方で、人々に支えられ維持されてきた自然が失われ、人類の未来にも環境汚染や地球温暖化などの深刻な環境問題を投げ掛けている。わがまち練馬も例外ではない。地域の誇りである豊かなみどりや水、いにしえから続いてきた農のある風景も、次第に失われつつある。

私たちは、このような環境問題を引き起こした原因の多くが、私たち自身の生活や事業活動のあり方にあることを省みる必要がある。そして、地域の問題はもとより、地球規模の問題であっても、生活や事業活動のあり方を問い直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければならない。

練馬区に住み、働き、学び、集うすべての人々がその生活や事業活動のあり方を環境の観点から見直すとともに、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して、農を活かし、みどり豊かで水に恵まれた美しいまち、安全で健康的な生活環境が保たれたまち、資源を大切にした環境にやさしい暮らしのまちをつくるために、そしてつぎの世代に引き継ぐために、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者および区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を実現するとともに、地球環境および広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、および創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 事業者 区の区域内(以下「区内」という。)において事業活動を行う者をいう。

(4) 区民 区内に居住する者、区内に存する事務所または事業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 区における環境の保全是、すべての区民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保し、これをつぎの世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 区における環境の保全是、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 区における環境の保全是、すべての事業活動および日常生活において積極的に進められなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、つぎに掲げる事項について環境の保全を図るための施策を策定し、および実施する責務を有する。

(1) 自然の保護および自然と区民とのふれあいの促進に関すること。

(2) 良好な景観の保全および形成ならびに歴史的文化的遺産の保護に関すること。

(3) 農業および農地の環境の保全に関する機能の増進に関すること。

(4) 廃棄物の減量および資源の循環ならびに廃棄物の適正処理に関すること。

(5) ごみの散乱防止等まちの美化の推進に関すること。

(6) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の防止に関すること。

(7) 有害化学物質による汚染の防止に関すること。

(8) 地球環境および広域的な環境の保全に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。

2 区は、区民または事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動に対する支援に努めなければならない。

3 区は、区民および事業者(以下「区民等」という。)との連携および協力体制の構築に努めなければならない。

○環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっています。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切にする循環のまち」「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成18年8月1日